

# 第5章 計画の推進に向けて



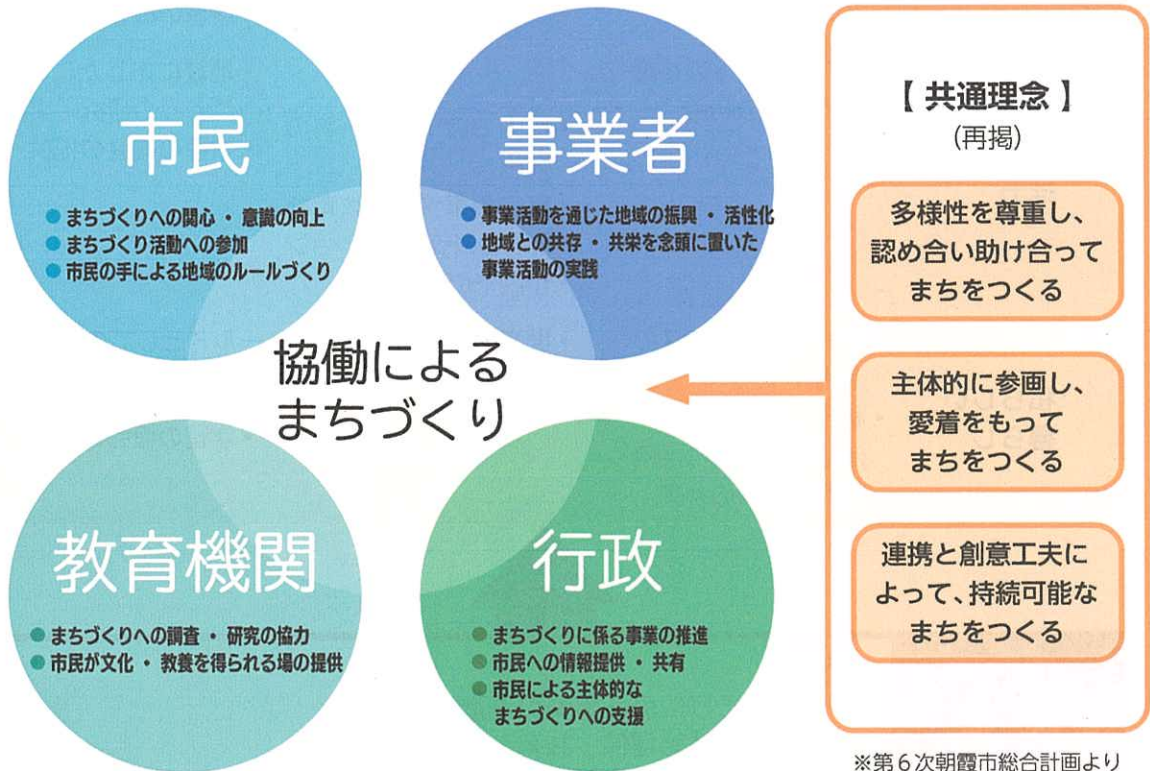
第2章から第4章では、将来像やテーマ別まちづくり方針、地域別まちづくり構想等、本市におけるまちづくりの基本的な方針を示しました。本章では、持続可能なまちづくりの実現に向けた取組を展開するための体制や進行管理の方法、推進方策について示します。

## 1 多様な主体との“協働”によるまちづくり

人口減少や少子高齢化の進行、持続可能な社会の構築に向けた取組の進展等、本市を取り巻く複雑な社会背景の中で、まちづくりを進めていくためには、各主体による取組の強化を図るとともに、多様な主体との連携・協働に基づいたまちづくりを、より一層推進していくことが求められます。

まちづくりの担い手である「市民」や「事業者」、「教育機関」、「行政」の主体ごとに本市が目指す将来像の実現に向けて果たすべき役割を整理し、第6次朝霞市総合計画の基本構想に示す共通理念のもと、多様な主体の連携・協働によるまちづくりを推進します。

### ■まちづくりの担い手である各主体の役割と“協働”によるまちづくりのイメージ



■ 「市民」や「事業者」、「教育機関」のそれぞれが担う主な取組

		まちづくりの担い手		
		市民	事業者	教育機関
まちづくりのテーマ	安全・安心	<ul style="list-style-type: none"> <li>建物の耐震化、防火対策の実施</li> <li>ブロック塀等の、塀の耐震化、撤去</li> <li>日頃から「もしも」に対する備え</li> <li>共助の体制強化（助け合える関係づくり）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>水害や土砂災害等の災害リスクへの対策の実施</li> <li>災害リスクや被災時の行動の周知</li> <li>共助の体制強化（地域との関係づくり）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害リスクに対する調査・分析</li> <li>災害の危険性や避難行動の教育</li> <li>学習の機会の提供</li> </ul>
	自然・環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境に優しいモビリティの選択</li> <li>緑化や植栽の適切な維持管理</li> <li>環境にやさしい住宅の整備（創エネ、省エネ）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境に配慮した施設整備</li> <li>アダプト制度への参画</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自然・環境に関する研究・教育</li> <li>学習の機会の提供</li> </ul>
	快適な移動	<ul style="list-style-type: none"> <li>交通ルールの周知・徹底</li> <li>自家用車以外のモビリティの選択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共交通等の利用の推奨</li> <li>新たな移動手段の導入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本市に適した移動手段の研究・開発</li> <li>新たな移動手段や交通ルールの普及・啓発</li> <li>学習の機会の提供</li> </ul>
	にぎわい・活力	<ul style="list-style-type: none"> <li>イベント等への参画</li> <li>市内商店の利用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内でのイベント等の実施</li> <li>市内の事業者、教育機関とのコラボレーション</li> <li>市内での事業拡大</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域に応じたにぎわいづくりの研究・実証</li> <li>学習の機会の提供</li> </ul>
	私らしい暮らし	<ul style="list-style-type: none"> <li>オープンスペースの活用</li> <li>私らしく働く場、活躍できる場の活用</li> <li>交流の場への参画</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>開発や研究のテストフィールドとしての活用</li> <li>共創空間（リビングラボ等）の創出・運営</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学習の機会の提供</li> </ul>

行政

〈役割〉

- ・まちづくりに係る事業の推進
- ・市民への情報提供・共有
- ・市民による主体的なまちづくりへの支援

第5章

計画の推進に向けて

## 2 まちづくりの評価と進行管理

### (1) 成果管理、進行管理の必要性

本計画に基づく関連施策を着実かつ効果的に展開するためには継続的な成果管理と透明性の高い進行管理が必要です。

まちづくりの成果管理（アウトプット）では、本計画に位置づけた取組ごとに実施体制を明確にしたうえで、総合計画と連携した定期的なモニタリングによりまちづくりの進捗度合いを測ることで定量的な成果管理を行います。

また、行政による取組と前頁で整理した、まちづくりの担い手に期待する取組による効果を把握するため、「各テーマの方針に対応した評価指標」を設定し、定期的な検証を行います。

まちづくりの進行管理では、既存の「都市計画審議会（まちづくりの進捗度合いの報告）」及び「庁内検討委員会（庁内の協議調整の場）」2つの会議体を活用し、まちづくりの進行を管理していきます。

以上のような成果管理と進捗管理の仕組みにより、本計画の実効性を高めます。

### (2) 各テーマの方針に対応した評価指標の設定

第2章で設定した5つのテーマについて、各テーマの方針に対応したまちづくりの効果を把握するため評価指標を設定します。

#### 〈テーマ別まちづくりを推進するための評価指標〉

テーマ	方針	評価指標と目標値
安全・安心	日常生活のなかで災害が発生しても被害を最小限に留め、素早く確実に復旧できる、防災・防犯ともに備えができています安全・安心に暮らせるまちを目指します。	

テーマ	方針	評価指標と目標値
自然・環境	みどりのある朝霞らしい風景を守り、親しみ、未来の子どもたちに胸を張って残せる持続可能な自然豊かで環境にやさしいまちを目指します。	
快適な移動	多様な移動手段でつながる、安全で快適な移動環境のある、人にやさしい交通アクセスのよいまちを目指します。	
にぎわい・活力	四季折々のイベントが充実し、笑顔が絶えないワクワクするまち、鉄道駅や道路ネットワーク・地域資源を生かしたにぎわいと活力のあるまちを目指します。	
私らしい暮らし	自然と利便性が共存するコンパクトな住宅都市であることを生かし、私らしくいきいきと暮らせる、活躍できるまちを目指します。	

第5章

計画の推進に向けて

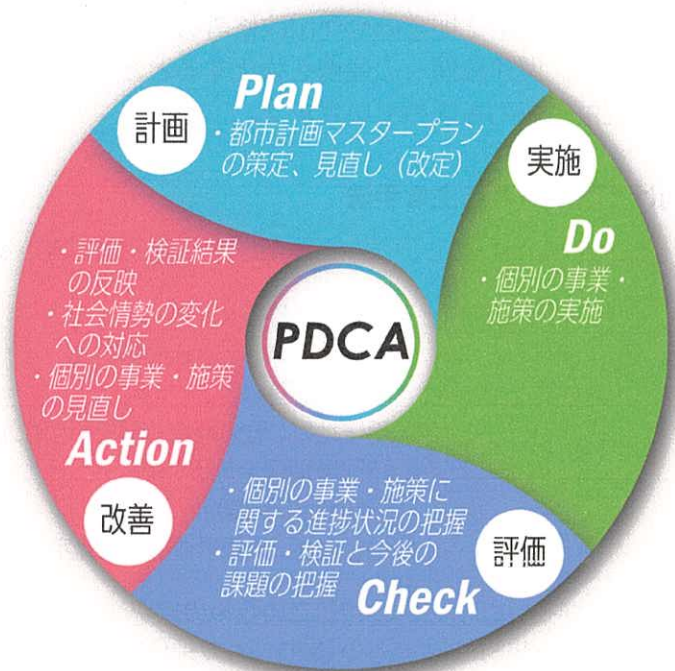


### (3) まちづくりの進行管理

#### ① 進行管理の考え方

本計画は、第6次朝霞市総合計画等の上位計画に即しつつ、概ね20年後の将来像を見据えた計画としていますが、計画期間内においても、社会及び経済状況が大きく変化していくことも大いに予想されます。

そのため、本計画に位置づけられた取組については、PDCAサイクル（Plan「計画の策定（改定）」⇒Do「施策の実施」⇒Check「検証」⇒Action「事業・施策の見直し」）のもと、継続的改善を行っていきます。



#### ② まちづくりの評価体制

本計画策定後は、2つの会議体「都市計画審議会」及び「庁内検討委員会」を設置し、進行管理を行います。また、その結果を市民と共有することを目的に、年1回程度イベント等と合わせて本計画の進捗や成果を市民と共有する場を設けます。

#### ■ まちづくりの評価体制

	委員構成	目的
都市計画審議会	外部有識者 市内関係者 公募市民等	<ul style="list-style-type: none"> <li>取組の進捗状況の報告（透明性の確保）</li> <li>取組への委員意見の反映（客観性の確保）</li> </ul>
庁内検討委員会	市関係部署	<ul style="list-style-type: none"> <li>取組の実施に向けた協議調整（庁内調整）</li> </ul>
市民と共有する場	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>まちづくりの進捗や成果を広く市民に共有する（市民への周知とPR）</li> </ul>

### 3 将来像の実現に向けた推進方策

#### (1) 既存制度の適切な活用・運用

本計画の実現に向けたまちづくりの手法として、都市計画法等に基づく諸制度や、条例等による本市独自の規制・誘導制度、官民が連携して取り組む等、様々な手法があります。まちづくりに関わる多様な主体との協働のもと、これらの制度を活用してまちづくりを進めるとともに、適切な運用を行います。

各施策・事業の実施にあたっては、本市の単独事業に加え、必要に応じて国、県の事業・制度等の活用を図るとともに、関係機関への協力の要請に努めます。

特に国道254号バイパスの第2期整備や河川改修等の広域的な見地から行われる国・県等の事業や施策について、関係機関との連携を強化するとともに、本市のまちづくりの基本的な方針を示し、理解と協力を求めています。

#### ■本計画の実現に向けて想定される主な手法

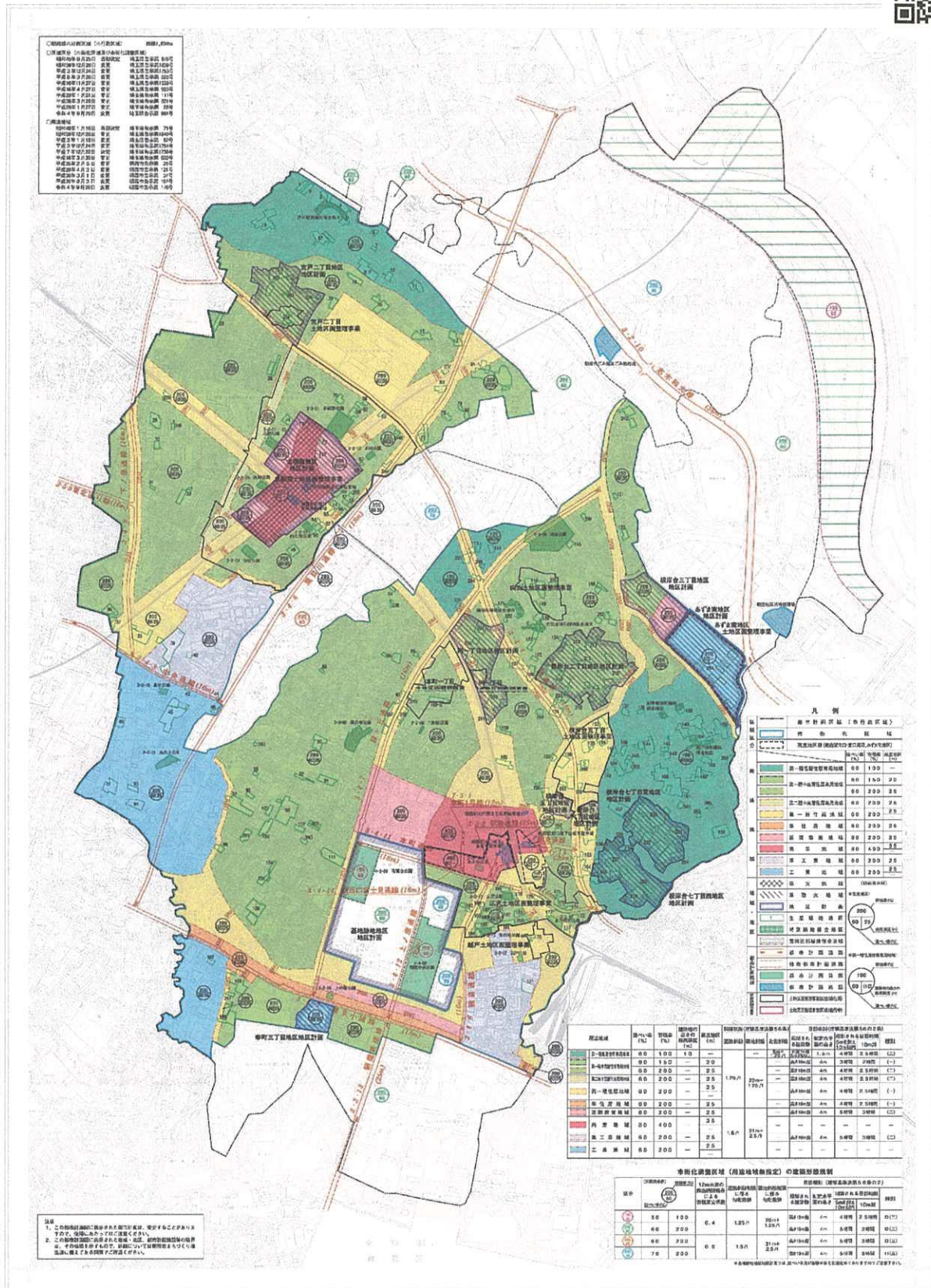
区 分		主 な 手 法
規制・誘導手法の活用	法に基づく 規制・誘導手法	(区域区分) 市街化区域、市街化調整区域 (地域地区) 用途地域、防火地域・準防火地域、高度地区、 特別緑地保全地区 等 (その他の制度) 地区計画、景観計画、建築協定、緑地協定 等
	市が独自に 決める規制・ 誘導手法	地域特有の政策の実現や課題の解決のために制定する もの(まちづくり条例、景観条例、建築物に関する条例、 緑化条例等)
	市民等の 自主的な まちづくり手法	まちづくりのルールづくり(任意協定、景観・緑化等、き め細かなルールづくり 等) 都市計画提案制度(用途地域の変更、高度地区の指定、 地区計画の策定 等)
都市計画事業の推進		都市計画道路事業、都市計画施設、 土地区画整理事業、公園事業、下水道事業 等
各分野の施策との連携		福祉環境整備の充実や地域資源の活用等ソフト分野の 施策との連携を深め、総合的なまちづくりを進めます。 ・コミュニティ(地域共同体)、NPO(民間非営利組織)、 ボランティア活動の支援 ・祭り、イベントの開催・運営 等

## ■本市において想定されるまちづくりの主な手法とその使い方

まちづくりの 主な手法	制度の概要	本市での使い方
都市計画提案制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>土地所有者やまちづくり法人等が一定の条件を満たした上で、県や市に対し都市計画の提案ができる制度です。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各地域をより良くするための提案を頂き、市民等と連携して地域特性に応じたまちづくりを進めていきます。</li> </ul>
区域区分 <ul style="list-style-type: none"> <li>市街化区域</li> <li>市街化調整区域</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>無秩序な市街化を防ぎ、計画的なまちづくりを行うため、都市計画区域を「市街化区域(すでに市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域)」と「市街化調整区域(市街化を抑制すべき区域)」を設定し、適切な土地利用を誘導するものです。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>内間木地域や黒目川沿いに設定されている市街化調整区域では、市街化を抑制し、残されている農地や緑地、水辺空間等の貴重な資源を適切に保全します。</li> </ul>
用途地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>住居、商業、工業等種類の異なる土地利用が混在すると、お互いに生活環境や業務の利便性に支障を来すことから、それぞれの土地利用に合った環境を保ち、効率的な活動を行えるよう、都市を13種類に区分し、それぞれの地域にふさわしい建物の用途や形態(容積率、建ぺい率等)を定め、適切に運用するものです。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>駅周辺に指定されている商業系用途地域や工業系用途地域においては、経済・産業活動の維持や利便性を確保するよう土地利用の適切な運用を行います。あわせて周辺の住宅地等、周辺環境との調和に配慮するよう誘導を図ります。</li> <li>用途区分や形態規制の見直しや戦略的な土地利用・転換が求められる場合、用途地域の見直しを行います。</li> </ul>
防火地域・準防火地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>市街地の火災による延焼の危険性を防ぐため「防火地域・準防火地域」を指定し、建物の構造等の規制により火災に強い地域の形成を図るものです。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>駅周辺や建物の密集度が高い地域を対象に指定し火災に強い地域を形成します。</li> </ul>

■本市において想定されるまちづくりの主な手法とその使い方（つづき）

まちづくりの 主な手法	制度の概要	本市での使い方
地区計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>用途地域等による制限に加えて、建てられる建築物の用途、高さ、敷地面積生垣の配置や建物の色彩等、その地区ごとの特性に応じたきめ細やかな制度内容（まちづくりのルール）を決めることにより、住みよいまちへの誘導を目的とした制度です。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>駅周辺におけるにぎわい・魅力ある空間を創出します（壁面後退、用途制限）。</li> <li>宮戸二丁目地区、岡一丁目地区、根岸台二丁目地区、根岸台七丁目東地区・西地区では、良好な住環境を形成します（公共施設の配置、用途制限、敷地面積制限等）。</li> <li>基地跡地や国道254号バイパス沿道等の市街化調整区域においては、無秩序な市街化を抑制し、計画的な土地利用を誘導します。</li> <li>既存の地区計画についても、本市の目指す将来像や社会動向等と照らし適切な内容となっているか確認し、必要に応じて見直します。</li> </ul>
まちづくりに関連する条例	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の特性に合わせて、より良いまちなみや住環境を守り育てるために市が独自に定めるルールのことです。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地区計画区域内における建築物の制限に関する条例や、朝霞市開発事業等の手続き及び基準等に関する条例等、まちづくりに関する様々な条例・要綱（ルール）を適切に運用します。</li> <li>また、本計画や立地適正化計画等各分野の様々な計画に基づき、関連する条例・要綱（ルール）が連携しながら、まちづくりを推進します。</li> <li>多様な主体がまちづくりに関わりやすくなるルールづくりについて検討を進めます。</li> </ul>



第5章  
計画の推進に向けて

## (2) 最新技術を活用したまちづくりの推進

都市計画基礎調査をはじめ、3D都市モデルやビッグデータ等まちに関わるデータを分野横断的に統合・可視化する等、まちづくりのDX（デジタルトランスフォーメーション）を進め、持続可能な都市開発、災害対策等に資する環境整備を検討します。

市民や企業（事業者）、大学等自らが発案するというボトムアップ型のまちづくりを支援するため、市民等が情報やデータを収集し、これに基づいて地域の問題解決策を自ら考えることのできる環境整備を検討します。

庁内各課で個別に管理されていたまちづくり等に関わる基礎データについて、GIS（地理情報システム）等の活用により庁内業務の効率化を図るとともに、まちづくり情報の見える化を推進します。

次世代モビリティ等最新技術の積極的な活用を検討し、市民の生活利便性の向上を図っていきます。また、まちづくりにあたっては、多様な主体の理解・協力が不可欠であることからICTやAI、SNS等を活用したまちづくりの見える化や積極的な情報発信を推進していきます。

### ■最新技術を活用したまちづくりのイメージ（出典：内閣府（スマートシティ））



### (3) 周辺自治体・県・国等との連携

広域的な都市計画の調整やまちづくりに関する相互の情報交換、及び既存施設の相互利用や広域的な公共サービスの向上、充実を図るため、周辺自治体等との連携強化を図ります。

### (4) まちづくりの継続

#### ■基本的な考え方

本計画の将来目標は、策定時から概ね20年後を見据えて検討したのですが、まちづくりは20年という期間に限定されるものではなく永続的なものです。本計画に基づく施策のほかにも、いつまでも住み続けたいまちとして持続的に発展していくため、様々なまちづくりに関する取組を進めていきます。

#### ■取組内容

##### ①まちづくりの人材確保

市民が主催する活動やNPO（民間非営利組織）等の団体、ボランティア等まちづくりに関する組織への支援のほか、企業、大学等の専門機関との連携を進める等、まちづくりを担う人材の確保・支援のための方法の検討を進めます。

まちに対する愛着を育て、将来的にまちづくりに関わりを持つ担い手を育成していく観点から、学校教育や生涯学習の中で、地域特性をふまえたまちの再認識や、身近なまちづくりへの参画手法の提示、まちづくりを考える機会の提供等、教育とまちづくりとの関わり方について検討します。

行政においては、市民、事業者、教育機関が協働のまちづくり行う上で抱えている課題への対応や、様々な活動間の調整等が求められていることから、研修や地域での実践的なまちづくり活動への参画等を通じて、多様な市民、事業者、教育機関のニーズ等に柔軟に対応できる専門性の高い職員の計画的な育成に努めます。

また、行政だけで進めるのではなく、市民、事業者、教育機関が主体となって動ける組織を作ることへの支援も重要です。具体的には、特定のエリアにおいて市民、事業者が主体となって良好な住環境やまちの価値を維持・向上させる活動（広場でのイベント、清掃活動、防犯活動等）を担うエリアマネジメント組織や都市再生特別措置法等に基づき意欲のある団体を公的に認定し計画の提案、実現へと動かす仕組み等が挙げられます。

## ②まちづくりの財源の確保

今後も引き続き効率的、効果的な事業の実施に努めるとともに、効率的な収益事業のあり方や適正な公共サービスの受益者負担、開発利益の還元等を検討し、より良いまちづくりを進めるための健全な財政運営を図ります。

国・県等の補助の有効活用等による適切な財源確保に努め、必要に応じてまちづくり基金等、新たなまちづくり財源の活用や、PPP/PFI、ネーミングライツ、ガバメントクラウドファンディング等、民間活力の導入も検討します。

まちづくりの財源を有効に活用していくため、市民や事業者、教育機関等の立場からの意向もふまえ、重点的に推進すべき施策を選定するとともに、実効性のある推進プログラム化を図り、長期的な視点にたった計画的・効率的な財政運営に努めます。

## ③多様な主体がまちづくりに関わりやすくなるルール等の検討

まちづくりを行う主体である市民、事業者、教育機関、行政のそれぞれの役割分担と相互の協働によってまちづくりを進めるため、都市計画制度の一層の活用はもとより、現行の法制度にとらわれない本市独自のまちづくりについても進められるよう、土地・建物の利用、景観・まちなみ、自然環境の保全等様々な分野にわたる、市全域や各地域の特性に応じたまちづくりについて、市民との連携、役割分担等のあり方も含めた本市にふさわしいルールづくりを検討していきます。

また、市民、事業者、教育機関、行政等の協働によるまちづくりに対する理解と協力を深めるため、まちづくりにおける協働の理念の共通理解を図り、協働のための体制整備を進めるとともに、各主体のまちづくりに対する責任や役割の明確化についても検討します。

# 巻末資料

本計画の補足資料として、以下の内容を巻末資料として整理しました。また、本計画を策定するうえでの基本的な情報となる「本市の現状整理」や「市民意向の把握」に関する資料は参考資料編として別冊での整理としました。参考資料編は本市ウェブサイト又は以下QRコードより確認できます。

## 〈巻末資料〉

- 1 朝霞市都市計画マスタープラン策定に至る過程
- 2 用語集

## 〈参考資料編（別冊）〉

- I 本市の現状
- II 20年間におけるまちの変化
- III 前期計画の検証
- IV 市民意向の把握
- V 地域別カルテ

※参考資料編は右記QRコードより  
確認できます



②都市計画審議会委員名簿

役職名	区分	氏名	略歴	備考
委員長	2号委員	須永 大介	学識を有する者(麗澤大学准教授)	
委員	1号委員	須田 義博	市議会議員	第1回～第2回
		兼本 尚昌	市議会議員	第3回～
		田原 亮	市議会議員	
		原田 公成	市議会議員	第1回～第2回
		外山 麻貴	市議会議員	第3回～
		駒牧 容子	市議会議員	
		田辺 淳	市議会議員	
	2号委員	川端 登	学識を有する者(朝霞市商工会理事)	第1回～第2回
		前田 敏		第3回～
		高橋 隆	学識を有する者(朝霞市農業委員会会長)	
		松村 隆	学識を有する者(朝霞市環境審議会会長)	
		大橋 純	学識を有する者(埼玉建築士会県南支部長)	
	3号委員	小川 裕嗣	関係行政機関(朝霞県土整備事務所)	第1回～第6回
		田中 久義		第7回～
		村上 崇	関係行政機関(朝霞警察署)	第1回～第6回
		六平 一良		第7回～
	4号委員	岡田 一成	公募市民	第1回～第2回
		宮崎 葉瑠花	公募市民	第1回～第2回
		高橋 邦彦	公募市民	第3回～
		寺川 智子	公募市民	第3回～
臨時委員		大貫 利巳	内間木地域	
		鈴木 幸夫	北部地域	
		葭原 克浩	西部地域	
		神谷 武志	南部地域	
		森部 由紀子	東部地域	
		渡辺 淳史	社会福祉協議会	
		松尾 哲	自治体連合会	
		小嶋 文	埼玉大学准教授	

### ③都市計画審議会開催状況

回数	開催日	内容
第1回	令和5(2023)年 11月29日15:00～	<ul style="list-style-type: none"> <li>検討体制について</li> <li>策定スケジュールについて</li> </ul>
第2回	令和6(2024)年 2月14日15:00～	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画マスタープラン策定の目的</li> <li>今後のスケジュール</li> <li>総合計画との連携方法</li> <li>地域区分の考え方</li> <li>合意形成プロセス</li> </ul>
第3回	令和6(2024)年 7月2日14:00～	<ul style="list-style-type: none"> <li>現行計画の策定時からの変化の把握(現状整理)</li> <li>市民アンケート調査結果</li> <li>次期計画の構成とテーマの設定</li> <li>全体構想策定に伴う合意形成プロセス</li> </ul>
第4回	令和6(2024)年 10月2日14:30～	<ul style="list-style-type: none"> <li>あさかまちづくりサロンの実施報告</li> <li>全体構想における将来像とその実現に向けたまちづくりのテーマ</li> </ul>
第5回	令和6(2024)年 12月23日14:00～	<ul style="list-style-type: none"> <li>全体構想の見取り図</li> <li>全体構想における将来像とその実現に向けたまちづくりのテーマ</li> <li>将来像の実現するためのまちづくりのテーマの課題と取組の柱</li> </ul>
第6回	令和7(2025)年 3月12日14:00～	<ul style="list-style-type: none"> <li>まちづくりのテーマの目標とその実現に向けた取組(案)</li> <li>あさかまちづくりサロン(地域版)の企画書</li> </ul>
第7回	令和7(2025)年 5月16日14:00～	<ul style="list-style-type: none"> <li>次期計画の将来像と将来都市構造、テーマ別方針図</li> <li>あさかまちづくりサロン(地域版)の実施報告</li> </ul>
第8回	令和7(2025)年 7月8日14:00～	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域別構想の検討の進め方</li> <li>あさかまちづくりサロン(地域版)の実施報告</li> </ul>
第9回	令和7(2025)年 8月25日14:00～	<ul style="list-style-type: none"> <li>テーマ【安全・安心】に対する地域の取組検討</li> <li>テーマ【自然・環境】に対する地域の取組検討</li> <li>テーマ【快適な移動】に対する地域の取組検討</li> </ul>
第10回	令和7(2025)年 10月27日14:00～	<ul style="list-style-type: none"> <li>前回の修正資料</li> <li>テーマ【にぎわい・活力】に対する地域の取組検討</li> <li>テーマ【私らしい暮らし】に対する地域の取組検討</li> <li>地域別将来像と方針図の検討</li> </ul>
第11回	令和7(2025)年 12月24日14:00～	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画の推進に向けて</li> <li>次期計画(素案)について</li> </ul>
第12回	令和8(2026)年 ○月○日00:00～	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民コメントの意見に対する対応</li> <li>次期計画(案)について</li> </ul>

## (2) 庁内検討委員会

### ① 庁内検討委員会設置要綱

○朝霞市都市計画マスタープラン庁内検討委員会設置要綱

平成25年10月1日要綱

改正

平成26年4月1日  
平成30年3月28日要綱第38号  
令和3年3月15日要綱第34号  
令和5年6月16日要綱第82号  
令和6年1月9日要綱第1号

朝霞市都市計画マスタープラン庁内検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 朝霞市都市計画マスタープランを策定するため、必要な事項を検討するため、朝霞市都市計画マスタープラン庁内検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画案の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は都市建設部長をもって充て、副委員長は委員の互選によってこれを決める。

3 委員は、別表に掲げる都市計画・まちづくり等に関連する関係部署の所属長等をもって充てる。

(任期)

第4条 委員の任期は、任命した日から都市計画マスタープランの策定が完了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員会の委員長となり、議事を整理する。

3 委員が委員会に出席できないときは、委員が指名した者を会議に出席させることができる。

4 委員長は、委員会の運営上必要があると認められるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(報告)

第7条 委員長は、検討結果を市長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、都市建設部まちづくり推進課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年4月1日)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月28日要綱第38号抄)

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月15日要綱第34号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和5年6月16日要綱第82号)

この要綱は、令和5年6月16日から施行する。

附 則(令和6年1月9日要綱第1号)

この要綱は、令和6年1月10日から施行する。

## ②庁内検討委員会名簿

役職名	職 名
委員長	都市建設部長
委 員	市長公室次長
	政策企画課長
	シティ・プロモーション課長
	副審議監
	危機管理室長
	総務部次長
	財政課長
	財産管理課長
	デジタル推進課長
	市民環境部次長
	地域づくり支援課長
	産業振興課長
	環境推進課長
	資源リサイクル課長
	福祉部次長
	福祉相談課長
	生活援護課長
	障害福祉課長
	長寿はつらつ課長
	こども・健康部次長
	こども未来課長
	保育課長
	健康づくり課長
	都市建設部次長
	まちづくり推進課長
	開発建築課長
	みどり公園課長
	道路整備課長
	上下水道部次長
	上下水道総務課長
	水道施設課長
	下水道施設課長
	学校教育部次長
	教育総務課長
教育管理課長	
生涯学習部次長	
生涯学習・スポーツ課長	
文化財課長	
中央公民館長	

### ③庁内検討委員会開催状況

回数	開催日	内容
第1回	令和6(2024)年 1月25日10:00～	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画マスタープラン策定の目的</li> <li>今後のスケジュール</li> <li>総合計画との連携方法</li> <li>地域区分の考え方</li> <li>合意形成プロセス</li> </ul>
第2回	令和6(2024)年 6月11日15:00～	<ul style="list-style-type: none"> <li>現行計画の策定時からの変化の把握(現状整理)</li> <li>市民アンケート調査結果</li> <li>次期計画の構成とテーマの設定</li> <li>全体構想策定に伴う合意形成プロセス</li> </ul>
第3回	令和6(2024)年 9月3日10:00～	<ul style="list-style-type: none"> <li>あさかまちづくりサロンの実施報告</li> <li>全体構想における将来像とその実現に向けたまちづくりのテーマ</li> </ul>
第4回	令和6(2024)年 11月25日15:00～	<ul style="list-style-type: none"> <li>全体構想における将来像とその実現に向けたまちづくりのテーマ</li> <li>将来像の実現するためのまちづくりのテーマの課題と取組の柱</li> </ul>
第5回	令和7(2025)年 2月14日10:00～	<ul style="list-style-type: none"> <li>まちづくりのテーマの目標と取組の柱</li> <li>あさかまちづくりサロン(地域版)の企画書</li> </ul>
第6回	令和7(2025)年 4月25日13:30～	<ul style="list-style-type: none"> <li>次期計画の将来像と将来都市構造、テーマ別方針図</li> <li>あさかまちづくりサロン(地域版)の実施状況</li> </ul>
第7回	令和7(2025)年 6月24日10:00～	<ul style="list-style-type: none"> <li>あさかまちづくりサロン(地域版)実施結果</li> <li>地域別構想の検討</li> </ul>
第8回	令和7(2025)年 9月30日10:00～	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域別構想の検討</li> <li>地域別構想の検討を踏まえた全体構想への反映</li> </ul>
第9回	令和7(2025)年 12月4日11:00～	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域別構想における地域の方針と取組</li> <li>計画の推進に向けて</li> <li>次期計画(素案)について</li> </ul>
第10回	令和8(2026)年 〇月〇日00:00～	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民コメントの意見に対する対応</li> <li>次期計画(案)について</li> </ul>

## 2 用語集

用語	解説
あ行	
アイレベル	まちに開かれた1階のこと。国土交通省が推進する「居心地がよく歩きたくなるまちなか」のアイレベルの形成イメージでは「歩行者目線の1階部分等に店舗やラボがあり、ガラス張りで中が見えると、人は歩いて楽しくなる。」と示されている。
アダプト制度	きれいな地域をつくるために、道路や公園、水辺などの身近な公共スペースを、市民が自分たちの財産として、ボランティアによる清掃活動を行うことに対して、市が支援する制度のこと。
アンダーパス	掘り下げ式の立体交差道路のこと。
インフラ	道路、鉄道、河川、上下水道、公園、その他の公共施設等、都市を支える社会基盤のこと。
ウェルビーイング (Well-being)	個人の権利や自己実現が保証され、身体的、精神的、社会的に良好な状態にあることを意味する概念。
ウォークブル	「歩く」を意味する「Walk」と「できる」の「able」を組み合わせた造語で、「歩きやすい」「歩きたくなる」といった意味でつかわれる。国土交通省では「居心地が良く歩きたくなるまち」として、道路空間を車中心から「人中心」の空間に転換し、多様な人々の交流の場を形成することで、都市の魅力を向上させる取組を推進している。
延焼クラスター	地震に伴う火災が、消防活動が全く行われずに放置された場合の延焼範囲のこと。
オープンスペース	道路、公園、広場、河川、農地などの建物によって覆われていない土地や空間のこと。
か行	
カーボンニュートラル宣言	二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量から、植林などによる吸収量を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを目指す宣言のこと。政府は令和32(2050)年までの実現を目指しており、本市はじめ全国自治体で脱炭素社会実現に向けた取組を進めている。
街区公園	主として、街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、誘致距離250mの範囲内で、1か所当たり面積0.25haを標準として配置するもの。
回遊性	ある一定の区域内を一巡するように移動できること。

用語	解説
家屋倒壊等氾濫想定区域	川が氾濫した場合に、あふれた水や川岸の浸食により、家屋が倒壊・流出する恐れのある区域のこと。
ガバメントクラウドファンディング	自治体がふるさと納税制度を活用して行うクラウドファンディングのこと。自治体が抱える問題解決のため、ふるさと納税の寄付金の使い道をより具体的にプロジェクト化し、そのプロジェクトに共感した人から寄付を募る仕組み。
緩衝緑地	大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和を図ることを目的とする緑地で、郊外、災害発生源地域と居住地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置に配置するもの。
幹線道路	主要な地点を結ぶ、道路網の骨格を形成する道路のこと。
官民連携	行政(官)と民間企業(民)がパートナーシップを結ぶ、それぞれの強み(民間のノウハウ、技術、資金等)を生かして公共サービスの提供や社会資本整備を行う仕組みのこと。
旧暫定逆線引き地区	「暫定逆線引き」は、農地等が残り、当分の間、市街地整備の見通しが明確でない区域について、用途地域を残したままいったん市街化調整区域(逆線引き)に編入し、その後、土地区画整理事業等の計画的な整備の実施が確実となった時点で市街化区域に再編入するとした地区。昭和59(1984)年から平成15(2003)年まで運用していた埼玉県独自の制度で、廃止となったため、「旧暫定逆線引き地区」という。
狭あい道路	建築基準法において必要とされる幅員4mに満たない道路のこと。
協働	市民同士、あるいは市民と行政などがそれぞれの役割分担の下に、目的を共有し、協力・協調する取組のこと。
緊急輸送道路	災害時の緊急輸送や応急活動を担う防災拠点等を結ぶ輸送ネットワークとして、道路管理者が指定する道路のこと。
近隣公園	主として、近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、1近隣住区当たり1か所を誘致圏500mの範囲内で、1か所当たり面積2.0haを基準として配置するもの。
区域区分	都市計画法に基づき、都市計画区域の無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、市街化区域と市街化調整区域に区分すること。線引き。
グリーンインフラ	自然環境が有する多様な機能(生物の生息の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等)を活用し、CO2吸収源対策、生態系の保全、雨水の貯留・浸透等による防災・減災など様々な地域課題の解決に寄与する取組のこと。

用語	解説
グリーントレイルマップ	河川、公園、樹林地などの自然環境(みどり)をつないだ散策路や歩行者ネットワーク(トレイル)を可視化した地図のこと。
景観協定	建築や緑化、屋外広告物等についてのきめ細やかなルールを住民が自ら取り決め、お互いに守り合っていくことで、地域のより良い景観の維持・増進に役立つ、自主的な規制を行うことができる制度のこと。
景観づくり重点地区	景観計画区域内において、地域の特性を生かした良好な景観の形成を重点的に図る地区のこと。本市では「本市のシンボルとなる景観づくりを先導的に進める必要がある地区」、「本市の特徴的な自然や歴史・文化をあらわす良好な景観づくりを進める必要がある地区」を指定基準としている。
ゲリラ豪雨	局地的に短時間で降る激しい豪雨のこと。ゲリラ豪雨は規模が小さく、突発的かつ散発的に行うため、事前に予測することが難しいといわれている。
健康寿命	平均寿命のうち、心身ともに自立し、健康的に生活できる年齢のこと。
減災	災害の被害を軽減すること。
建築協定	住宅地としての環境または商店街としての利便性を維持増進するために土地の所有者等が敷地、構造、高さ、用途等について建築基準法で定められている基準に対して附加する基準を定めることができる協定のこと。
広域サービス	市民全体の暮らしを支えるサービスを提供する都市機能のこと。
公共公益施設	公共施設と公益施設の総称。公共施設とは、道路、公園、下水道などの都市の骨格を形成する施設のこと。公益施設とは、医療・福祉施設、鉄道施設、教育施設など市民生活に必要なサービス施設のこと。
公共交通空白地区	道路幅員等の物理的な要因等によりバスなどの公共交通サービスが届かない地域のこと。
交通結節点	鉄道の乗り継ぎ駅、道路のインターチェンジ、自動車からその他の交通機関に乗り換えるための駅前広場のように交通動線が集中する箇所のこと。
コミュニティバス	市内循環バス(わくわく号)は、市民生活の利便性向上を図るため、市役所をはじめ、主な公共施設、朝霞駅、北朝霞・朝霞台駅を結ぶ路線バスで、平成6(1994)年から運行している。

用語	解説
コワーキングスペース	さまざまな所属やバックグラウンドを持つ人々が共に働く場所のこと。オフィススペースや会議室、打ち合わせスペースなどを共有しながら、独立した仕事を行う。
コンパクト・プラス・ネットワーク	人口減少・高齢化が進む中、特に地方都市において、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進める方針で、国土交通省「国土のブランドデザイン2050」の中の一策。
<b>さ行</b>	
<b>財政力指数</b> <small>※参考資料集に記載の用語</small>	地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値。一般的には財政力が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財政に余裕があるといえる。
シェアサイクル	自転車を共同利用する交通システムのこと。利用者はどこの拠点(ポート)からでも借り出して、好きなポートで返却ができる都市交通手段のこと。
市街化区域	都市計画法に定める都市計画区域のうち、既に市街地を形成している区域および今後優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域のこと。
市街化調整区域	都市計画法に定める都市計画区域のうち、市街化が抑制される区域のこと。宅地造成などの開発は原則として制限される。
市街地整備	土地区画整理事業や市街地再開発事業で、都市の再生や再構築を推進し、安全・安心で快適な、魅力と活力あふれる市街地の整備に取り組むこと。
自助・共助	災害時に自分自身(自助)、地域やコミュニティ(共助)がそれぞれ役割を分担し、連携して被害を最小限に抑えるための防災・減災の基本的な考え方のこと。
持続可能なまちづくり	誰もが安全・安心に暮らせ、環境に配慮し、災害にも強く、将来にわたって発展し続けられるまちづくりを行うこと。
自転車専用通行帯	道路標識等により、普通自転車が通行しなければならない車両通行帯を指定したもののこと。
斜面林	武蔵野台地および荒川低地の間にある崖や斜面など地形差の生じている部分に残されている緑のこと。

用語	解説
住宅密集地	埼玉県では、「老朽化した木造の住宅等が密集している」や「狭い道路や袋状道路が多い」、「公園などの公共施設が不十分」、「敷地面積が狭小」の特徴を有する比較的小規模な区域を住宅密集地と定義している。この住宅密集地には、大規模地震を起因とする火災の延焼や、火災時の道路閉塞により避難や消火活動が困難になるなど、防災上の課題が存在する。
浚渫(しゅんせつ)	川底の土砂等の掘り上げにより、大雨時の河川氾濫の防止だけでなく、川の水質改善等の効果が期待できる取組のこと。
省エネ	エネルギーの無駄を省いて効率的に使う取組の総称のこと。
浸水想定区域	水防法に基づき、河川の氾濫等によって想定し得る最大規模の降雨が発生した際に浸水が想定される区域のこと。
シンボルロード	米軍基地(キャンプ朝霞)として使用されていた広大な敷地の一部を、いつでも人が憩い、集え、まちに新たな活力とにぎわいをもたらす緑の道として令和2(2020)年に整備したもの(幅員30メートル×延長約680メートル、面積約2.0ヘクタール)。
スタートアップ	先進的な技術やアイデアに強みに、ゼロから市場やビジネスモデル創出に挑戦する成長速度の速い企業やプロジェクトのことを指す。
ストック	蓄えのこと。まちづくりにおいては、既存の建物やインフラ等を指す。
生活サービス	広域サービスと地域サービスを合わせた総称のこと。
生活道路	日常生活を送るうえで密接なかかわりをもつ道路のこと。
生産緑地	市街化区域内の農地を保全することにより、良好な都市環境の形成を図るもの。なお、生産緑地に指定を受けると、原則、農地等としての管理を30年間継続することが義務付けられる。
線引き ※参考資料編に記載の用語	無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に定める方針に即し、市街化区域と市街化調整区域に区分する区域区分のこと。
創エネ	主として電気を自ら作る取組の総称。
ゾーン30	生活道路における歩行者や自転車の安全な通行を確保することを目的とした交通安全対策の一つ。区域(ゾーン)を定めて時速30kmの速度制限を実施するとともに、その他の安全対策を必要に応じて組み合わせ、ゾーン内における自動車の走行速度や通り抜けの抑制を図ることを目的としている。

用語	解説
ゾーン30プラス	生活道路における人優先の安全・安心な通行空間の整備の更なる推進を図るため、最高速度30km/hの区域規制「ゾーン30」とハンプ等物理的デバイスとの適切な組合せにより交通安全の向上を図ろうとする区域を「ゾーン30プラス」として設定し、道路管理者と警察が連携しながら整備を進めている。
た行	
地域公共交通	地域住民の日常生活や社会生活における移動、観光客など当該地域を来訪する人の移動のための移動手段として利用される公共交通機関のこと。
地域サービス	日用品や生鮮食品を販売する店舗や子育て支援施設、診療所等日常的なサービスを提供する都市機能のこと。
地域資源	その地域に存在する自然、歴史・文化、産業など地域固有の価値を持つ要素の総称。
地区計画	都市計画法に基づき、地区の将来に向けてのまちづくりの方向性を定めるとともに、地区内で建物を建築したり開発等をする場合に守らなくてはならない地区独自のルールを定めた計画のこと。
地区公園	主として、徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、1地区当たり1か所を誘致距離1kmの範囲内で、1か所当たり面積4haを標準として配置する。また、都市計画区域外の地域生活環境の向上を図ることを目的として設けられる公園(特定地区公園)においては、地域の状況に応じ1か所当たり面積4.0haを標準として配置する。
治水対策	河道の整備、調節池や放水路・排水機場の建設などにより洪水時に河川の水を安全に流下させる河川対策や流域に降った雨が短時間で河川に流出しないように、新たな開発地に調整池を整備したり、雨水を一時的に貯留する施設を整備したりする流域対策。
特別緑地保全地区	都市緑地法第12条に基づき指定される緑地であり、都市における良好な自然環境となる緑地において、建築物・工作物の新築や改築、宅地造成、樹木の伐採などの行為を制限することにより、現状の緑地を保全する制度のこと。
都市機能	行政、医療、福祉、子育て支援、教育文化、商業などの都市の生活を支える機能のこと。
都市基盤	都市における社会的・経済的活動を支える施設の総称で、道路、鉄道、公園、緑地、上下水道、河川等の都市の根幹をなす公共施設のこと。

用語	解説
都市計画	都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための、土地利用、都市施設の整備および市街地開発事業に関する計画のこと。
都市計画区域	都市計画を定める範囲であり、無秩序な市街化を防止し、良好な市街地を図るため、都市計画法に基づき決定される区域のこと。市街化区域と市街化調整区域に区分される。
都市計画道路	都市計画法に規定された都市施設の一つであり、都市計画で決定された道路をいう。一般的に幹線道路以上の道路規格が対象となり、都市における円滑な移動の確保や、都市環境、都市防災等の面で、良好な都市空間を形成する機能などを果たす。
都市計画マスタープラン	本市の都市計画に関する基本的な方針を定める法定計画で、市全体や地域ごとの将来の姿を描くもの。本市が定める土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業、良好な景観やみどりの保全・創出等に関する計画の決定・変更の指針となるだけでなく、市民や企業等の皆さんとともにまちづくりを進めていくための重要な計画となる。
都市農地	市街化区域内に残された農地のこと。
土砂災害警戒区域	急斜面が崩れるなど土砂災害が発生した場合に住民などの生命又は身体に危害が生ずるおそれのある区域のこと。
土砂災害特別警戒区域	急斜面が崩れるなど土砂災害が発生した場合に住民などの生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある区域のこと。
土地区画整理事業	土地区画整理法に基づき、都市計画区域内の土地を面的に整備する代表的な市街地開発事業のこと。区域内の土地を換地(交換・分合)し、土地所有者等から土地を減歩(一部を提供)してもらい、それを道路や公園等の新たな公共用地として整備し、宅地を整形化して土地利用増進を図る。
土地利用	土地は、現在及び将来における「まち」のために限られた資源であるとともに、生活や産業等を通じて行う諸活動の共通の基盤であるという考え方に基づいて、安全で快適な暮らしやすい「まち」をつくるために、地域の自然環境の保全や、住宅地、商業地、工業地等の利用目的に配慮して土地の使い方を定めること、または土地の使い方の状況をいう。
な行	
内水氾濫	雨水が排水施設で川に排水できずに、宅地などにあふれること。
ネーミングライツ	市と民間団体等との契約により、市の施設等に愛称等を付与させる代わりに、当該団体からその対価等を得て、施設の持続可能な運営に資する方法のこと。ネーミングライツにより市が得た対価については、基本的に施設の運営・管理に役立てる。

用語	解説
<b>は行</b>	
ハザードマップ	自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図のこと。
バリアフリー	障壁(バリア)となるものを取り除くことをいう。近年では、床の段差を解消したり、手すりを設置するなどといったハード面に限らず、社会生活を困難にしている物理的、社会的、制度的、心理的なさまざまな障壁を除去するという意味で用いられる。
避難経路	災害や火災などの緊急時に安全な場所へ迅速に避難するための経路のこと。
避難場所	地震、火災、水害などの災害時に住民が避難することのできる安全な場所で、学校、公民館などの公共施設や、公園、緑地などの公共空地が指定されている。
フェーズフリー	身のまわりにあるモノやサービスを、日常時はもちろん、非常時にも役立つようにデザインしようという考え方のこと。
防火地域・準防火地域	都市計画法に定める地域地区の一つで、市街地における火災の危険を防ぐため、建築物を構造面から規制する地域のこと。主に商業地域等の高密度の土地利用が行われる市街地やその周辺地において指定される。
防災	地震や水害などの自然災害に備えること。
ポケットパーク	僅かなスペースを活用し、都市環境の改善や憩いの場の創出などを目的に整備される小さな公共空間のこと。
歩行者利便増進道路	賑わいのある道路空間創出のための道路の指定制度として、令和2年に創設された制度のこと。道路管理者が歩行者利便増進道路の指定を行い、歩道等の中に歩行者空間を確保しながら、歩行者の利便増進を図る空間として利便増進誘導区域を定めることで、テーブルやイス、イベントなど多様な道路空間の活用が可能となる。
<b>ま行</b>	
まちなかベンチ	まちなかの歩道や空きスペースなどに設置され、誰もが気軽に休憩したり、交流したりできるベンチのこと。
みどり	わたしたちの生活を豊かにする環境全体を「みどり」と呼ぶ。この「みどり」は単なる植物だけを指すのではなく、田畑(農地)や水辺・公園、そして公園といった緑地や広場などが一緒になって構成された環境を意味する。さらに学校のグラウンドや、個人の家の庭などの植栽地も含む。

用語	解説
無電柱化	道路の地下空間を活用して、電力線や通信線などをまとめて収容する電線共同溝などの整備による電線類地中化や、表通りからみえないように配線する裏配線などにより道路から電柱をなくすこと。近年、国土交通省では、「防災」、「安全・快適」、「景観・観光」の観点から、積極的に無電柱化を推進している。
モビリティ	人やモノの移動手段を空間的に移動させる能力のこと。
や行	
ユニバーサルデザイン	「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障害の有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人々が利用可能であるようにデザインすること。
用途地域	都市の中を区分し、それぞれの地域にふさわしい建物の用途、形態(建ぺい率、容積率等)を定める制度のこと。 住宅地、商業地、工業地など種類の異なる土地利用が混在すると、相互に生活環境や業務の利便性に支障を来すことから、それぞれの土地利用にふさわしい環境を保ち、また効率的に活動できるようにするために定められる。
要配慮者利用施設	自立的移動が困難、または危険性の認識が困難なことを要因として、避難において特別な配慮(事前避難等)を要する者(高齢者、障害者、乳幼児、病気療養者等)が集団で入所・通所・入院等している社会福祉施設や医療施設等をいう。
ら行	
ライフスタイル	個人や集団の生き方。単なる生活様式を超えてその人の独自性を示す際に用いられる。
ライフライン	電気、ガス、上下水道、電話等、市民生活や産業活動を支えるために地域にはりめぐらされている供給処理・情報通信の施設の総称のこと。
リビングラボ	生活空間(Living)と、実験室(Lab)を組み合わせた造語で、社会課題の解決や、新しい価値を生み出すために、市民・企業・行政が「共創する」ことに軸を置いた方法論。
ローカルビジネス	特定の地域に根差し、その地域住民を主な顧客として商品やサービスを提供するビジネスのこと。
英数字	
AI	Artificial Intelligenceの略称で、人工知能のこと。人間の思考プロセスと同じような形で動作するプログラム、あるいは人間が知的と感じる情報処理技術。

用語	解説
<b>D I D</b> ※参考資料編に記載の用語	国勢調査基本単位区等を基準として、原則として人口密度が1km <sup>2</sup> 当たり4,000人以上の基本単位区が互いに隣接して人口が5,000人以上となる地区を指す。
<b>D X</b>	デジタル技術を活用して、ビジネスや生活をより良いものに変革すること。単にIT技術を導入するだけでなく、業務プロセスや組織文化などを含めた全体的な変革を目指す取組のことをいう。
<b>G I S</b>	地理情報システム(GIS:Geographic Information System)は、地理的位置を手がかりに、位置に関する情報を持ったデータ(空間データ)を総合的に管理・加工し、視覚的に表示し、高度な分析や迅速な判断を可能にする技術のこと。
<b>G X</b>	産業革命以来の化石燃料中心の経済・社会、産業構造をクリーンエネルギー中心に移行させ、経済社会システム全体を変革すべく、エネルギーの安定供給・経済成長・排出削減の同時実現を目指す取り組みのこと。
<b>I C T</b>	Information and Communication Technology の略称。情報・通信に関連する技術一般の総称。
<b>N P O</b>	Non Profit OrganizationまたはNot for Profit Organizationの略称。さまざまな社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称。このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人を、「特定非営利活動法人(NPO法人)」という。
<b>Q o L</b>	“Quality Of Life”の略語で、日本語では「生活の質」や「人生の質」などと訳されている。人が生きていく上での満足度を表すものであり、どれだけ人間らしく、自分らしく過ごしているか、自分の人生に対してどれほど幸せを感じているか、といったことを尺度として捉える概念であり、ウェルビーイングの考え方とも共通している。
<b>S N S</b>	Social Networking Service の略称。一般に、インターネットを介し、登録された利用者同士が交流できるサービスのことを指す。
<b>P a r k - P F I</b>	都市公園において、飲食店、売店などの公園利用者の利便性向上に資する公募対象公園施設(特定公園施設)の設置・管理を行う民間事業者を、公募により選定する仕組みのこと。この事業者は、施設から得られる収益を、公園全体の園路、広場、植栽などの特定公園施設の整備や管理に還元する。

用語	解説
PDCAサイクル	Plan (計画)、Do(実行)、Check (測定・評価)、Action (対策・改善)の頭文字をとったもので、計画をたて、実行し、検証を行ったうえで改善・対策を練るプロセスを循環させ、マネジメントの品質を高めるための概念のこと。
PPP/PFI	公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的な使用や行政の効率化等を図るもの。PFI (Private Finance Initiative) は、PFI法に基づき、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う方法のこと。



提 題

端 生



発行 朝霞市

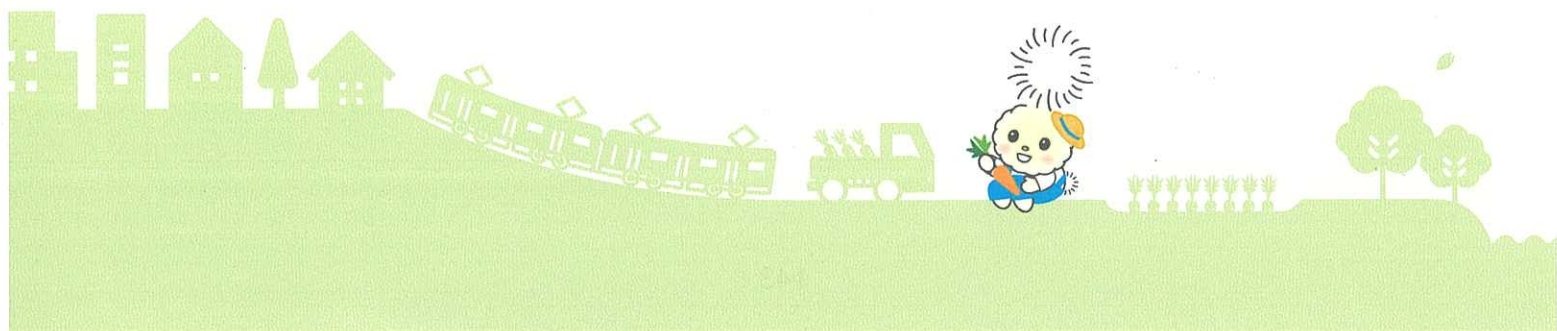
編集



〒



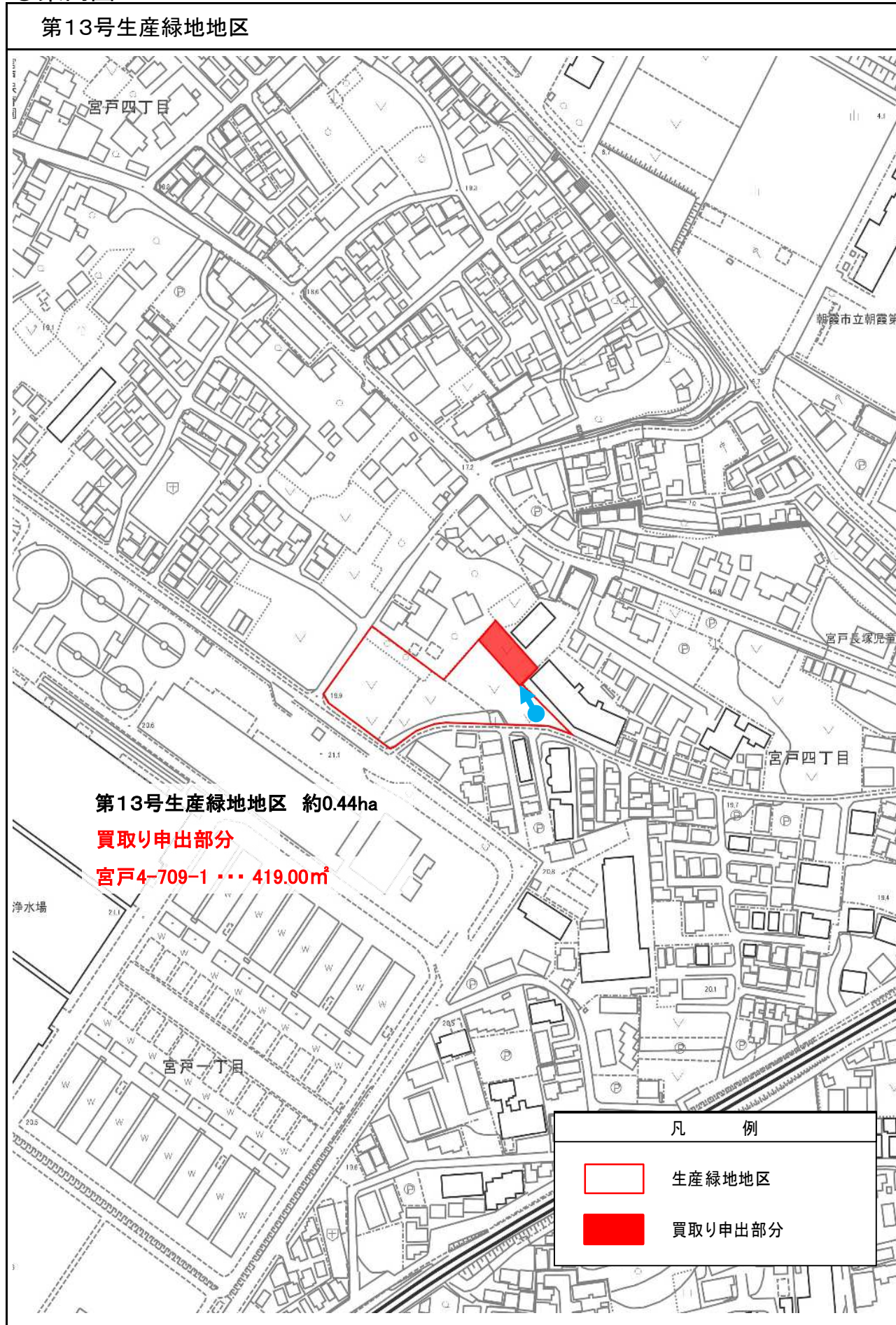
URL <https://www.city.asaka.lg.jp>



## 報告事項第1号

朝霞都市計画生産緑地地区の変更について  
(経過報告)

○案内図



○概要

名 称	第13号生産緑地地区
内 容	買取り申出
所 在 地	宮戸四丁目709-1
地 区 面 積	約0.44ha
買取申出面積	419.00㎡
理 由	農業の主たる従事者が死亡したため
備 考	買取申出受付日：令和7年12月26日 行為制限解除予定日：令和8年3月26日

○現況写真



○案内図



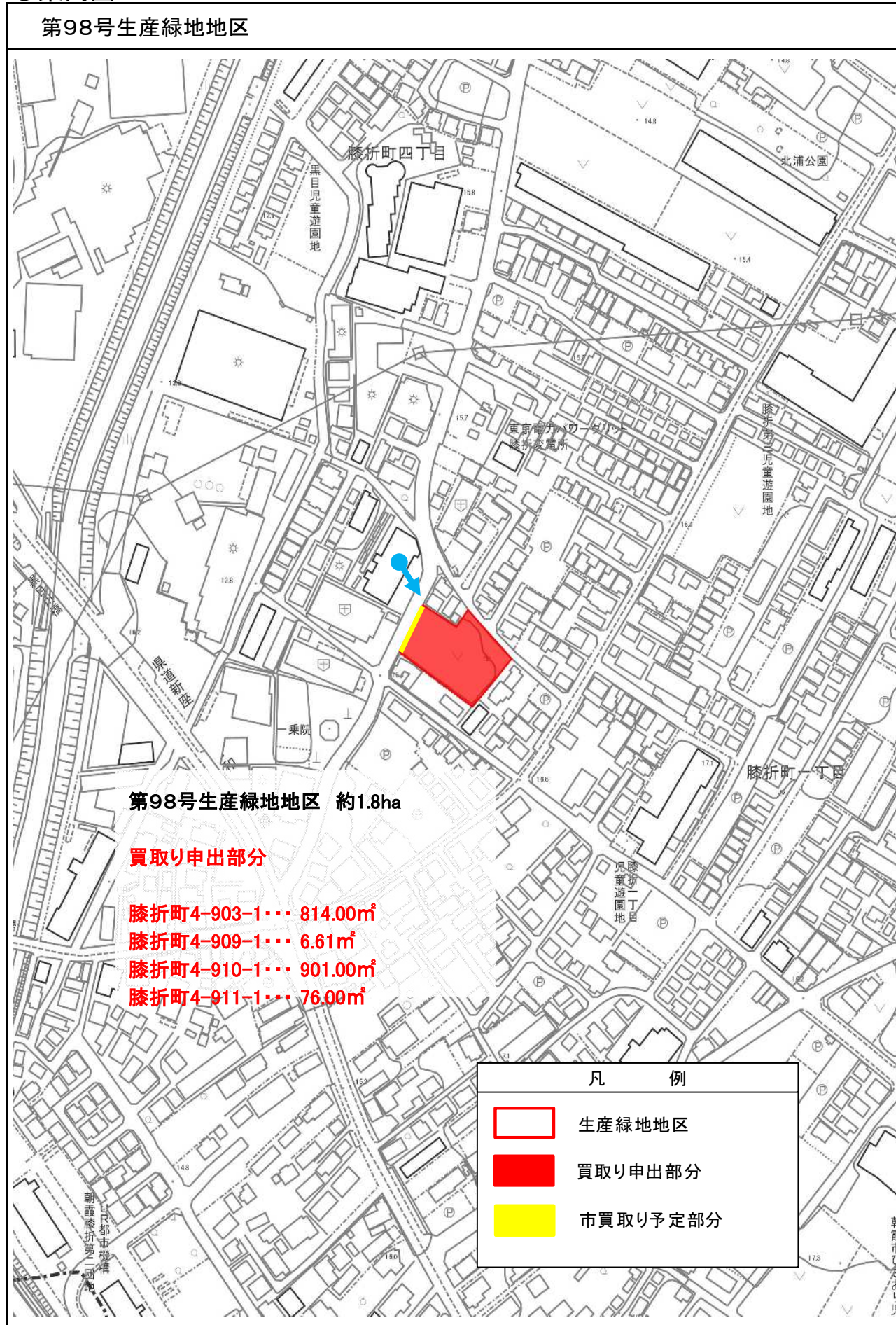
○概要

名 称	第97号生産緑地地区
内 容	買取り申出
所 在 地	膝折町四丁目760-1、764-1
地 区 面 積	約0.78ha
買取申出面積	2,271.00㎡
理 由	農業の主たる従事者が死亡したため
備 考	買取申出受付日：令和7年12月26日 行為制限解除予定日：令和8年3月26日

○現況写真



○案内図



○概要

名 称	第98号生産緑地地区
内 容	買取り申出
所 在 地	膝折町四丁目903-1、909-1、910-1、911-1
地 区 面 積	約1.8ha
買取申出面積	1,797.61㎡
理 由	農業の主たる従事者が死亡したため
備 考	買取申出受付日：令和7年12月26日 行為制限解除予定日：令和8年3月26日

○現況写真



○案内図



○概要

名 称	第204号生産緑地地区
内 容	買取り申出
所 在 地	宮戸二丁目2003-17、2003-18
地 区 面 積	約0.32ha
買取申出面積	993.00㎡
理 由	農業の主たる従事者が死亡したため
備 考	買取申出受付日：令和7年12月19日 行為制限解除予定日：令和8年3月19日

○現況写真

